

高松市ゆめづくり推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市ゆめづくり推進事業（以下「ゆめづくり推進事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、地域コミュニティが自主的かつ主体的にまちづくりに取り組む機会を創出することにより、地域コミュニティ活動の更なる活性化と、地域コミュニティ組織の基盤強化に資することを目的とする。

(提案主体)

第2条 ゆめづくり推進事業の提案主体は、高松市地域コミュニティ協議会の認定に関する規則（平成22年高松市規則第2号）第2条第1項の規定により市長の認定を受けた地域コミュニティ協議会またはその連合体（以下「地域コミュニティ協議会等」という。）とする。

(ゆめづくり推進事業)

第3条 ゆめづくり推進事業は、次の要件を満たす事業であって、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 地域コミュニティ協議会等が自主的かつ主体的に企画・実施できる事業であること。
- (2) 事業に公益性が認められ、かつ、地域課題の解決または改善につながる事業であること。
- (3) 広く市民に開かれた事業であること。
- (4) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。

ア 本市の他の補助金が交付されている事業

イ 営利を主たる目的とする事業

ウ 宗教の教義を広め、もしくは儀式を行い、または信者の教化育成を目的とする事業

エ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする事業

オ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする事業

カ その他市長が事業目的に適合しないと認める事業

(事業期間)

第4条 ゆめづくり推進事業の事業期間は、補助金の交付決定を受けた日から翌年の3月31日までとする。

(事業提案)

第5条 ゆめづくり推進事業を実施しようとする地域コミュニティ協議会等は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) ゆめづくり推進事業企画提案書(様式第1号)

(2) ゆめづくり推進事業計画書(様式第2号)

(3) ゆめづくり推進事業収支予算書(様式第3号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(事業の承認)

第6条 市長は、前条の規定による企画提案書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ゆめづくり推進事業として承認し、当該地域コミュニティ協議会等にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた地域コミュニティ協議会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 高松市地域ゆめづくり提案事業において実施している事業を、ゆめづくり推進事業として引き続き実施する場合は、高松市地域ゆめづくり提案事業補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、第10条の交付の決定の際に、1地域コミュニティ協議会につき100万円を超えない範囲内において市長が定める。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする地域コミュニティ協議会等は、高松市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第3条に規定する補助金等交付申請書を、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により、地域コミュニティ協議会等に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 地域コミュニティ協議会等（前条の規定による通知を受けた地域コミュニティ協議会等に限る。以下同じ。）は、ゆめづくり推進事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内にゆめづくり推進事業実績報告書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 地域コミュニティ協議会等は、補助金の対象事業の実施に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に前項の帳簿および証拠書類を検査させることができる。

(規則の適用)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付手続等の必要な事項については、規則の規定を適用する。

(庶務)

第14条 ゆめづくり推進事業に関する庶務は、市民政策局地域政策課において行う。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

(地域コミュニティ協議会に関する経過措置)

2 この要綱の施行の日前に廃止前の高松市地域コミュニティ構築に係る支援

事業補助金交付要綱（平成15年7月1日施行）に基づき認定を受けた地域コミュニティ組織については、当分の間、高松市地域コミュニティ協議会の認定に関する規則に基づき認定を受けた地域コミュニティ協議会とみなして、この規定を適用する。

（高松市地域ゆめづくり提案事業実施要綱の廃止）

- 3 高松市地域ゆめづくり提案事業実施要綱（平成22年2月15日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の高松市地域ゆめづくり提案事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき決定を受けた提案事業に係る事業期間、補助金の交付および額、交付の申請および決定、実績報告、関係書類の整備ならびに高松市補助金等交付規則の適用については、旧要綱第4条第2項および第8条から第14条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市ゆめづくり推進事業実施要綱の規定は、平成26年度予算において交付する高松市ゆめづくり推進事業に係るものから適用する。

（宛先）高松市長

ゆめづくり推進事業企画提案書

ゆめづくり推進事業を実施したいので、関係書類を添えて次のとおり提案します。

提案団体名			
代表者	住所		
	氏名	Ⓔ	
提案事業名			
提案理由・事業目的および事業概要			
コミュニティプランとの関係（事業がどの部分に位置づけられるか）			
実施予定期間 （着手・完了予定年月日）	年 月 日 ～ 年 月 日		
予算金額（総事業費） _____円	補助金申請額 _____円		
事業実施により期待できる効果・成果			

※ コミュニティプランを添付してください。
 ※ 欄に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

ゆめづくり推進事業計画書

提案団体名	
-------	--

年間計画	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

ゆめづくり推進事業収支予算書

提案団体名	
-------	--

1 収入の部

区 分	予 算 額	内 訳
合 計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	内 訳
合 計		

※ 詳細を別紙内訳書に記載してください。

（あて先）高松市長

ゆめづくり推進事業報告書

ゆめづくり推進事業実施要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

提案団体名		
代表者	住所 氏名	⑩
提案事業名		
実施期間 (着手・完了年月日)	年 月 日 ~ 年 月 日	
決算金額（総事業費）	_____円	補助金交付額 _____円
事業実施内容および実施状況		

※ 欄に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。